

## 銚田市公衆無線 LAN 利用規程

(趣旨)

第1条 この告示は、市民及び市内来訪者の情報収集及び発信の利便性向上を図ることを目的として、市が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 無線 LAN を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものを持参することにより、無料で無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。ただし、本告示に同意しなければ利用することができない。

(1) 無線 LAN 接続可能機器

(2) 前号の機器に供給する電源（バッテリー）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、無線 LAN の運用上一時的な中断が必要であると判断したときは、無線 LAN の運用を中止できるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線 LAN を利用できる場所は別表のとおりとし、利用できる時間はそれぞれの施設の利用時間内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(無線 LAN の利用)

第4条 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用の制限)

第5条 市長は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限することができる。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者、第三者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

(2) 他の利用者、第三者又は市を誹謗中傷する行為

(3) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

(4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為

(5) 性風俗、宗教又は政治に関する行為

(6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて若しくは無線 LAN に関連して使用又は提供する行為

(7) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不

特定多数に大量のメールを送信する行為

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第7条 市長は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の端末等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

施設名
銚田市役所
銚田市福祉事務所
銚田保健センター
銚田市立図書館
旭総合支所
旭保健センター
旭公民館
潤沼観光センター
大洋総合支所
大洋保健センター
大洋公民館